告示等

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

長野労働局長　三浦栄一郎

第４号中「１時間1,043円」を「１時間1,105円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

滋賀労働局長　多和田治彦

第４号中「１時間1,046円」を「１時間1,099円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

滋賀労働局長　多和田治彦

第４号中「１時間1,060円」を「１時間1,114円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

滋賀労働局長　多和田治彦

第４号中「１時間1,050円」を「１時間1,105円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成28年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

滋賀労働局長　多和田治彦

第４号中「１時間1,062円」を「１時間1,115円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（令和６年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

和歌山労働局長　中山　　始

第４号中「１時間1,103円」を「１時間1,170円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月30日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

島根労働局長　岩見　浩史

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

1　適用する地域　島根県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,094円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

岡山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間1,094円」を「１時間1,159円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

広島労働局長　宮原真太郎

第４号中「１時間1,114円」を「１時間1,179円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

広島労働局長　宮原真太郎

第４号中「１時間1,045円」を「１時間1,110円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月28日

広島労働局長　宮原真太郎

第４号中「１時間1,048円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。